

楽天チェック広告に関する利用規定

第1条（目的と適用）

1. 本規定は、楽天ペイメント株式会社（以下「楽天ペイメント」という。）又はその関連会社が運営・発行する媒体上に設置された広告枠を、広告代理店業務を行う当社を通じて広告主に対して販売するにあたり、当社と広告主の間の権利義務関係を定めることを目的とする。
2. 「楽天チェック広告利用規約」（以下「本規約」といい、本規定と併せて「本規定等」という。）は、次条に定める広告契約にも適用されるものとし、広告主は本規約に定める広告主の義務を遵守するものとする。また、本規約において楽天ペイメントに対して負う義務と同等の義務を、当社に対しても負うものとし、当社は本規約において楽天ペイメントが広告主に対して行使できる権利と同等の権利を、広告主に対して行使できるものとする。なお、本規定における用語は、別段の定めがない限り、本規約の定義によるものとする。

第2条（広告契約）

1. 広告主になろうとする者は、本規定等に同意の上、本規約第4条の定めに従って必要事項を明記のうえ、本サービスの申込を当社に対して行う。
2. 当社は、前項に定める申込に不備があった場合、広告主に対して、当該不備を修正のうえ再申込を行うよう求めることができるものとし、広告主は、速やかにこれに従う。また、広告主は、当社の求めに応じて、審査に必要な情報、資料を提供するものとする。
3. 当社は、本規約の定めに従って楽天ペイメントに対して個別契約の申込を行うものとし、個別契約が成立した場合、前項の申込に対して承諾を行う。当該承諾をもって、当社と広告主の間で広告利用に関する契約（以下「広告契約」という。）が成立する。
4. 広告主は、本サービスの申込その他広告契約成立までの一切の意思表示について、正当な権限を有する従業員によって適正な社内手続きを経たうえで行われることを保証し、第1項に定める申込を行った後は、当該申込を取り消し、又は変更することはできない。

第3条（原稿の入稿及び修正）

1. 広告主は、広告掲載基準等に定める入稿締切日までに、当社が指定する方法により、広告原稿を当社に入稿する。
2. 当社は、広告原稿が広告掲載基準等に反している又は反しているおそれがあると当社が合理的に判断する場合、広告主に対し、広告原稿の修正又は再入稿を求めることができ、広告主は、速やかにこれに応じる。なお、当社が修正又は再入稿を求めないことをもって、広告原稿の内容が広告掲載基準等に反しないことを保証するものではない。

第4条（支払条件）

1. 広告主は、当社に対して広告料金を月締めにて支払うものとする。当社は広告掲載終了月の翌月 10 営業日までに請求書を発行し、広告主は掲載終了月の翌月末日までに当該請求書記載の金額を当社に支払う。
2. 前項に定める支払の方法は、当社の指定する銀行口座への振込によるものとし、振込手数料は広告主の負担とする。

第5条（免責及び損害賠償）

1. 本規約において楽天ペイメントが責任を負わないとされる事項につき、当社は、広告契約に関して広告主に損害等が発生したとしても、一切の賠償責任を負わないものとする。但し、当該損害等が当社の故意又は重過失によるものである場合を除く。
2. 広告主が広告契約に関し、当社の責に帰すべき事由によって損害を被った場合、当社は、通常損害に限り、かつ、当該損害に係る広告料金の金額を上限として、賠償責任を負うものとする。

第6条（契約期間）

1. 広告契約の期間は、契約成立から当該広告契約に係る当社に対する全ての支払いが完了するまでとする。
2. 本規約に基づき、個別契約が終了した場合、当該個別契約に関連する広告契約は当然に終了するものとする。また、当該個別契約の終了が広告主の責めに帰すべき事由によるものである場合、当社は一切責任を負わないものとし、広告主は、当該広告契約の終了に関して生じた損害等の賠償請求を当社に対して行うことはできないものとする。

第7条（本規定の変更等）

本規定は、当社が所定の方法により変更内容を公表し、又は広告主に通知することにより、かかる公表日をもって変更することができるものとする。

2020年10月15日
制定